

令和7年度札幌市災害時物資供給実動訓練等実施支援業務 公募型企画競争提案説明書

1 本説明書について

「令和7年度札幌市災害時物資供給実動訓練等実施支援業務」の委託先を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定める。

2 企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和7年度札幌市災害時物資供給実動訓練等実施支援業務

(2) 背景及び目的

札幌市では、「札幌市地域防災計画」において、災害時の物資供給体制を整備することとしており、備蓄物資の整備や、優先的に物資供給が受けられるよう民間事業者等との協定締結を進めてきた。

しかし、各関係団体の連携体制が明確になっていないことや効率的な輸送体制が未構築であることなどの課題があったことから、これらを踏まえ、発災時に混乱することなく、救援物資等を迅速に避難所へ供給できるよう、令和5年9月に設置した「札幌市災害時物資供給検討会」において、協定締結事業者や関係行政機関等の意見をもとに、物資集積・荷捌き・輸送方法等の整理を行い、令和7年3月、「札幌市災害時物資供給マニュアル」を策定したところである。

本業務では、ワークショップ及び実動訓練を通じて「札幌市災害時物資供給マニュアル」による物資の供給に関する理解を深めるとともに、物資集積拠点の開設から運営までの対応手順の確認や関係機関との連携強化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「業務内容」のとおり

※ここで示す業務内容は、企画提案の参考となるよう暫定的に作成したものであり、正式な仕様書は、本市と契約候補者との協議により作成する。

(4) 契約方法

公募型企画競争（プロポーザル）により選定された契約候補者との随意契約

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(6) 予算規模

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

3 参加資格

提案者は、令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「情報サービス、研究・調査企画サービス」、又は、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者のうち、次の要件をす

べて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 9 月 18 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 企画提案を求める事項

- (1) 災害時の物資供給体制の検討について

ア 業務に取り組む上での視点

「2 企画競争に付する事項 (2) 背景及び目的」、別添「業務内容」、関連計画・マニュアル等を踏まえ、提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等について記載する。

イ 札幌市災害時物資供給マニュアル等の分析

最新の国の指針やガイドライン等を踏まえ、札幌市災害時物資供給マニュアル等の修正に当たり、現状の課題、分析をしていく上での考え方、重視すべき事項を記載する。

ウ 訓練実施計画の作成

他自治体の類似事例等を踏まえ、今年度実施する 3 つの訓練等（ワークショップ、実動訓練、検証会）の計画を作成するにあたり、重視すべき視点や留意点を記載する。

エ 実動訓練等の企画及び運営

訓練の目的等を踏まえ、ワークショップ、実動訓練及び検証会の企画及び運営を行うにあたり、重視すべき事項や留意点を記載する。

オ 訓練参加者との調整及びヒアリング

訓練参加者との調整やヒアリングを実施する上で、重視すべきポイントや留意点を記載する。

- (2) 業務全体について

ア 業務スケジュール及び業務実施体制

履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制について、効果的な実施方法及び内容を記載する。

イ その他独自提案

本業務の目的を踏まえ、上記の他に効果的・効率的な実施内容があれば独自の提案として記載する。

5 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和7年4月28日（月）
質問書提出期限	令和7年5月8日（木）12時必着
参加意向申出書提出期限	令和7年5月13日（火）12時必着
企画提案書等提出期限	令和7年5月20日（火）12時必着
一次審査（書類審査）	令和7年5月23日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年5月30日（金）
提案者への選定結果の通知	令和7年6月上旬

(2) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 企画提案書（自由様式） 10部

（ア） 表紙に提案者の社名を記載したもの（正本）を1部、社名が記載されていないもの（副本）を9部用意すること。

（イ） A4判、両面印刷、10枚（20ページ）以内とすること（表紙、目次は除く）。

（ウ） 表紙及び目次を除き、企画提案書下部にページ数を入れること。

（エ） 過去の類似実績等を記載する場合は、企画提案書に含めること。

（オ） 提案書と別に資料を提出することは認めない。

（カ） 正本については、PDFファイル形式の電子媒体（CDまたはDVD）を1部提出すること。

※正本を除き、提案書の紙面には、会社名やロゴマーク等、提案者を特定できるものを記載しないこと。

- ウ 参考見積書（自由様式） 1部

積算の詳細が分かるように内訳を記載すること。なお、本参考見積書は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記11の契約担当に提出すること。

(4) 提出期限

提出書類	提出期限
・参加意向申出書（様式1）	令和7年5月13日（火）12時必着
・企画提案書（自由様式）	令和7年5月20日（火）12時必着
・参考見積書（自由様式）	

※郵送の場合は特定記録によること。

※持参する場合は、月曜から金曜（祝日を除く。）の9時から17時の間に行うこと。

(5) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用する

ことを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む。）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

- ウ 提案者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 提出書類は、原則として公開しないが、提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(6) 注意事項

- ア 企画提案は、提案者の資格要件を満たす1事業者あたり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の修正、追加、再提出は認めない。

(7) 参考資料

- ア 札幌市災害時物資供給マニュアル
<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/supply/documents/20250331busshimanual.pdf>
- イ 札幌市防災備蓄倉庫整備方針
<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/saigaibitiku/documents/sokosebihoushin.pdf>
- ウ 札幌市地域防災計画
<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/keikaku.html>
- エ 第4次地震被害想定
https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/higaisoutei/documents/dai4jiso_utei.pdf
- オ 札幌市避難場所基本計画
<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/documents/kihonkeikaku.pdf>
- カ 避難所運営マニュアル
<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/hinanjyouneimanyuaru.html>
- キ ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（改訂版）
(令和6年3月 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室)
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001768883.pdf>
- ク 緊急輸送道路ネットワーク図
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/kinnkyuuyusoudouro.html>

6 問合せ

(1) 質問

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、下記11の契約担当まで電子メール又はFAXで送信すること。電話による質問は認めない。

電子メールのタイトルは「令和7年度札幌市災害時物資供給実動訓練等実施支援業務質問書」とし、令和7年5月8日（木）12時まで受け付けるものとする。

(2) 回答

質問書による質問内容及びその回答は、令和7年5月9日（金）17時までに、札幌市危機管理局の公式ホームページにて随時公開する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

7 選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「令和7年度札幌市災害時物資供給実動訓練等実施支援業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査する。

(1) 一次審査（書類審査）

- ア 提出書類に基づき、表1に示す評価基準表により、実施委員会委員6名の評価の合計点（100点/名×6名=600点）が高い順に通過者を決定する。なお、この一次審査の結果は二次審査には持ち越さない。
- イ 最低評価基準点を満点（600点）の6割（360点）以上とし、最低評価基準点を超えない者の二次審査は行わない。
- ウ 一次審査の結果は、確定後、速やかに提案者全員に書面にて通知する。
- エ 一次審査通過は、実施委員会委員の評価の合計点の上位3位までの者とする。
なお、提案者が3者以下の場合は、一次審査を省略する。

(2) 二次審査

- ア 一次審査を通過した提案者に対し、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。
なお、説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、当日の資料追加は認めないものとする。
- イ 提案者は、参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。
- ウ プrezentationは、1企画提案者当たり25分以内（提案説明15分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行う。
- エ プrezentationの実施順については、企画提案書の提出順とする。
- オ 二次審査では、表1の評価基準表に基づき、最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の6割（360点）以上、かつ、各評価基準における点数が満点の3割以上の提案者を対象として、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として選定する。
- カ 提案説明の際、提案者がパソコンなどの電子機器を持ち込み、モニター等へ画像を表示することは可とする。その場合は、企画説明予定日の前日までに下記11の契約担当へ申し出ること。

キ 提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会委員の評価の合計点数が最低評価基準点（評価全体の合計点数が満点の6割（360点）以上、かつ、各評価基準における点数が満点の3割以上であれば契約候補者として選定する。

ク 実施委員会による採点が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。

ケ 二次審査の結果は、確定後、速やかに二次審査対象の提案者に書面にて通知する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務は原則として、実施委員会で選定された契約候補者へ業務を委託することとし、本業務の契約に関する手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

また、契約候補者が「3 参加資格」を満たさなくなった場合は、契約しないことがある。

契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次順位者と交渉を行う。

(4) その他

二次審査については、実施委員会委員の欠席等により、合計点及び最低評価基準点が変更となる場合がある。

表1 評価項目及び評価基準表

委員は、提案に対し、下記のとおり採点する。

評価項目	評価基準	配点(※)
(1) 災害時の物資供給体制の検討について		
ア 業務に取り組む上での視点 業務を実施するに当たり、目的、条件、内容等を十分に理解したも のであるか		5
イ 札幌市災害時物資供給マニュアル等の分析 札幌市災害時物資供給マニュアル等の分析最新の国の指針やガイ ドライン、他自治体のマニュアル策定状況等を踏まえ、札幌市災害時 物資供給マニュアル等の修正及び概要版（素案）の作成に当たり、現 状の課題、分析をしていく上での考え方、重視すべき事項が具体的か つ効果的なものであるか。		20
ウ 訓練実施計画の作成 他自治体の類似事例等を踏まえ、今年度実施する訓練等（ワークシ ョップ、実動訓練、検証会）の計画が平易で分かりやすく、かつ実行 可能性の高いものであるか、想定する訓練内容や訓練における評価手 法が具体的かつ効果的な提案となっているか。		15
エ 実動訓練等の企画及び運営 訓練の目的等を踏まえ、ワークショップ、実動訓練及び検証会の企 画及び運営を行うに当たり、重視すべきポイントや留意点が具体的か つ妥当なものであるか。		30

評価項目	評価基準	配点(※)
	オ 訓練参加者との調整及びヒアリング 訓練参加者との調整やヒアリングを実施する上で、重視すべきポイントや留意点が具体的かつ妥当なものであるか。	10
(2) 業務全体について		
	ア 業務スケジュール及び業務実施体制 業務実施に当たり、実行可能なスケジュールとなっているか。また、十分な人員を確保しており、かつ専門性が高い担当者を配置したものであるか。	5
	イ その他独自提案 独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、提案者のノウハウ、知識等を活かした創意工夫のある提案となっているか。	15
合計		100

※配点は委員一人あたりの点数

8 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなつた場合
- (4) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しなかった場合

9 参加資格についての申立て

提案者は、本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由の説明等を書面により求めることができる。

10 評価についての申立て

- (1) 企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、郵送や電子メール等によるものは受け付けない。
- (2) 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

(3) 疑義の申立ての提出先及び受付時間は下記 11 に記載の契約担当と同じとする。

11 契約担当

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎7階北

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課 岡部、山口

Tel : 011-211-3062 Fax : 011-218-5115

【電子メールアドレス】 kiki_shien@city.sapporo.jp

【ホームページ】 <https://www.city.sapporo.jp/org/kikikanri/>